

新入生（在留資格「留学」を除く）

新入生のうち、就学支援金【新制度】の対象外となる生徒で、旧制度の就学支援金であれば支給対象となりうる、**年収約910万円未満**（※1）の世帯に属する生徒（在留資格「留学」を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。

国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより**授業料が無償化**されます。

対象者	提出書類
<p>新入生のうち就学支援金【新制度】対象外の生徒で年収約910万円未満（※1）の世帯に属する生徒（在留資格が「留学」を除く）</p> <p>（例）</p> <p>① 在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない方</p> <p>② 在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない方、または、日本に定着の意思がない方</p> <p>③ その他の在留資格（留学を除く）</p>	<p>① 高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書</p> <p>② 生徒本人の在留資格等確認書類（以下のいずれか1点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・在留カードの写し（コピー） <p>※ 既に就学支援金【新制度】の申請時にご提出いただいている場合には、「高校生等・新修学支援金 認定申請に係る同意について」の提出が必要です</p> <p>③ 保護者等の令和7年度住民税（非）課税証明書等</p> <p>※ 裏面参照</p>

在校生（在留資格「留学」を含む）

在校生のうち、就学支援金【新制度】を申請した結果、対象外となった生徒

（1）年収約910万円未満（※1）の世帯に属する生徒

旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生**（※在留資格「留学」を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。

国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより**授業料が無償化**されます。

（2）年収約910万円以上（※2）の世帯に属する生徒

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒**（※在留資格「留学」を含む）については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。

国が授業料を東京都（学校）に支払うことにより**授業料が無償化**されます。

対象者	必要書類
<p>在校生のうち就学支援金【新制度】対象外の生徒</p> <p>（例）</p> <p>① 在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない方</p> <p>② 在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない方、または、日本に定着の意思がない方</p> <p>③ その他の在留資格（留学を含む）</p>	<p>(1) 年収約910万円未満の世帯に属する生徒</p> <p>（7月）収入状況届出及び保護者等の令和8年度住民税（非）課税証明書等</p> <p>改めて学校よりご案内いたします。</p>
	<p>(2) 年収約910万円以上の世帯に属する生徒</p> <p>（4月）高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書</p> <p>高校生等・新修学支援金 認定申請に係る同意について</p> <p>（7月）収入状況届出及び保護者等の令和8年度住民税（非）課税証明書等</p>

※1 区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円未満

※2 区市町村民税の課税標準額 × 6% - 区市町村民税の調整控除の額」が30万4,200円以上

支給対象とならない方

- （1）高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- （2）高等学校等に在学した期間が通算して（転退学等の場合を含む。）、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方

所得審査について

(経過措置) 就学支援金【旧制度】及び、高校生等・新修学支援金の申請については、所得審査を行う必要がありますので、所定の申請書等とあわせ、以下に示す所得審査に必要な書類を学校に提出してください。

生徒に親権者がいる 又は未成年後見人が 選出されている	生活保護保護受給世帯以外		・住民税(非)課税証明書 (親権者全員又は未成年後見人のもの)
	生活保護受給世帯		・生活保護受給証明書
親権者及び未成年後 見人がいない	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者)がいる		・住民税(非)課税証明書 (主たる生計維持者のもの) ・扶養誓約書
	主たる生 計維持者 がない	生徒本人が成人又は生徒本人が未 成年であり、区市町村民税所得割 を課されるだけの収入を得ている	・住民税(非)課税証明書 (生徒本人のもの)
		生徒本人が未成年であり、区市町 村民税所得割額を課されるだけの 収入を得ていない	所得を確認できる書類の提出は不要です

※ 所得確認の対象となる方が課税期日に日本国内に在住していない等の理由により、課税証明書等が発行されない場合は、その方の所得を確認できる書類の提出は不要です。

住民税(非)課税証明書の提出について

住民税(非)課税証明書を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1. 所得審査に必要な情報

区市町村民税(住民税)に係る以下情報が**全て**必要です。

- ①課税標準額(課税所得額) ②合計所得金額 ③総所得金額等
④扶養親族の合計人数(うち、「16歳未満扶養者数」を含む。) ⑤本人該当区分 ⑥調整控除の額

2. 学校への提出が必要な書類

(1) 住民税(非)課税証明書

4月申請時: 令和7年度住民税(非)課税証明書 ※ 令和7年1月1日にお住まいの区市町村から取得
7月申請時: 令和8年度住民税(非)課税証明書 ※ 令和8年1月1日にお住まいの区市町村から取得

(2) 「高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)」(「補足様式」)

※ (1)の住民税(非)課税証明書を取得した区市町村から取得

ただし、**以下の場合には(2)補足様式の提出を省略できます。**

ア (1)の書類において上記「1. 所得審査に必要な情報」が**全て**記載されている場合

イ (1)の書類において「課税標準額(課税所得額)」が確認できている場合で、
「調整控除の額」が不明であっても、所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合

⇒ 具体的には、「課税標準額(課税所得額)」×6%(両親の合計) - 1,500円(※)が
304,200円未満である場合(※ 就学支援金の所得審査における調整控除額は最小で1,500円)

※ 課税証明書の発行にあたっては、原則として手数料が発生します。

提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い厳格かつ適正に管理します。また、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。提出された書類は他の就学支援事業(高等学校等就学支援金、東京都立学校等給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金、東京都立学校等学び直し支援金)に利用する場合があります。あらかじめご承知おきください。



提出方法

学校の案内に従い、学校の経営企画室へご提出ください。